



発行日 令和元年12月13日
 発行者 芦屋町商工会
 Tel 093-222-2111
 Fax 093-222-1201
 E-Mail: ashiya@shokokai.ne.jp
 http://www.ashiyashoko.com

ねっとわーくあしや

～新規会員事業所のご紹介～

去る12/11(水)の理事会で承認されました新規会員の方をご紹介します。(敬称略)

企業名・代表者	所在地	業種
河合法律事務所 中里 彰宏	小倉北区浅野2丁目 11-15-5F	サービス業
まるふじ食品 加藤 浩二	八幡東区春の町 2-3-17	小売業
ラーメン 新 まんまる 新井 正志	芦屋町大字芦屋 557-1	飲食業

企業名・代表者	所在地	業種
株式会社シェイプラント 岩永 吉志郎	芦屋町花美坂2-8	建設業
たこやき ちいちゃん 太田 政信	福岡市東区香椎浜2-3-7-103	飲食業
桑建 桑野 和樹	水巻町猪熊4丁目7-12 A201号	建設業

「第4回さわらサミット 2020 in 芦屋町」

今年もさわらサミット実行委員会主催の「第4回さわらサミット2020 in 芦屋町」を開催します。さわらサミットとは、福岡県内外から様々な飲食店が一堂に集まり、「さわら」を使ったオリジナル料理を販売する芦屋の海産物を活用した食のイベントです。今回、有名な大食いタレントを招待し、さわらを使った大食い大会を開催する運びとなりました。大食い大会に参加したい方や大会を支援して下さる方をクラウドファンディングで募集する予定です。

※ご支援をしてくださった方にはもれなく返礼品を御用意させていただいております。



昨年の鯖サミットのようす。(←写真)
会場は終日、賑やかな雰囲気になっていました。

にここ商品券の使用期限・換金期限にご注意ください！！

この商品券発行事業は、県・町の補助金事業です。関係機関への報告等の事情により期限後は換金できませんのでご注意ください。

使用有効期限：令和2年2月29日(土)

換金期限：令和2年3月13日(金)



税理士による無料相談会開催のお知らせ

◇日時：12月17日(火)、25日(水)
1月7日(火)、17日(金)、27日(月)

※時間はいずれも10時～16時です

◇講師：芦屋町商工会専担税理士 澤田 一弘先生

税に関する相談を下記の日時でお受けいたします。
相談は無料です。お申込みは事前に商工会(☎222-2111 担当：甲斐、原)までお電話でお申込みください。



「第4回さわらサミット in 芦屋町」開催概要

- とき 令和2年2月23日(日) 10時～16時
- ところ ポートレース芦屋内特設会場(芦屋町大字芦屋3540)
- お問い合わせ
さわらサミット実行委員会事務局(芦屋町産業観光課商工観光係)
TEL: 093-223-3542 FAX: 093-223-3927
E-mail: kanko@town.ashiya.lg.jp

年末年始休館のお知らせ

商工会は、令和元年12月28日(土)～令和2年1月5日(日)まで休館いたします。年内最後の商品券の換金日は12月27日(金)の10時～16時迄です。

また、年明けは1月7日(火)10時より換金事務を開始いたしますので、お急ぎの方は、お早目に換金をお済ませください。ご理解、ご協力をお願いいたします。

あなたも家族もまるごと守る！頼れる補償の 商工会の福祉共済 & 商工貯蓄共済

商工会の貯蓄共済、福祉共済は、大切な商工会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です。ライフスタイルと必要補償額に応じて、加入プランをご検討いただけます。詳細をお知りになりたい方は、お気軽に商工会（☎222-2111）までお問合せください。



小さな掛金で大きな安心 商工貯蓄共済

貯蓄 保障 融資



あなたも家族もまるごと守る！頼れる補償の 商工会の福祉共済



ファミリーフィッシング in アクアシアン ～事業報告～

令和元年度 11/10（日）に行われた青年部事業「ファミリーフィッシング in アクアシアン」が、今年も大盛況の内に終わりました。

こどもに釣りを体験してもらう当イベントは、先着 1000 名の応募が 1 日で埋まるほど人気のイベントです。釣った魚をその場で専門スタッフに捌いてもらい、炭焼きの BBQ が楽しめることあって参加者から喜びの声が多数寄せられました。

また、釣り以外にも多数のアトラクションを用意し釣りに参加できなかった方も終日楽しめるイベントとなりました。



福岡県最低賃金改定のお知らせ

福岡県の最低賃金が以下の通り改定されました。

地域別最低賃金	効力発生日
福岡県最低賃金	1時間841円 令和元年10月1日

“特定”最低賃金事業者の方はこちら↓

特定最低賃金(1時間当り)	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	975円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	926円
輸送用機械器具製造業	944円
百貨店、総合スーパー（※）	889円
自動車（新車）小売業	940円

（※）衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時 50 人以上のもの。

～ 最低賃金は、すべての労働者に適用されます～

☆お問い合わせ☆

福岡労働局労働基準部賃金室（電話 092-411-4578）またはお近くの労働基準監督署にお尋ねください。

新春会員親睦・名刺交換会開催日決定！

恒例の新春会員親睦・名刺交換会を
下記日程で開催します！

日時：令和2年1月16日（木）

◇時間：18：30～

◇場所：かねやす芦屋

※詳細は同封の案内文書をご覧ください。



若松税務署
からの
お知らせ

令和元年10月から消費税の
軽減税率制度が始まりました

令和元年分の消費税の確定申告書を作成するためには…

令和元年9月30日以前の税率と、令和元年10月1日以降の軽減税率8%と標準税率10%を区分して記帳した帳簿が必要です。